

議会改革推進会議

第4回会議 次第

日時：令和元年12月12日

午後3時～

場所：議事堂大会議室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 常任委員会のインターネット録画配信について
- (2) 富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）について
- (3) 議会報告会の試行について

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会での協議内容について
- (2) IT活用によるペーパーレス化先進県調査結果について

4 その他

5 閉 会

<資料等>

- ・資料1 常任委員会インターネット録画配信に係るルールについて
- ・資料2 富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）の策定について
（別冊）富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）（案）
- ・資料3 議会報告会の試行について（修正案）
- ・資料4 広島県議会におけるタブレット端末導入等によるペーパーレス化の取組み
- ・資料4参考 他県（神奈川、広島）におけるタブレット端末導入等による
ペーパーレス化の取組みについて

令和元年 12 月 12 日
議会改革推進会議

常任委員会インターネット録画配信に係るルールについて

◎ R1. 9. 6 経営企画委員会の模様を録画

<録画時の申し合わせ>

- ・ 議会、議員の品位を保持
- ・ 他については、従前どおり委員長の判断により運営

<第 3 回議会改革推進会議で出された主な意見>

○長時間にわたり質問する者が見られた。

→ ・ 質問時間について議論するか

・ 視聴者が退屈しないための工夫が必要か。

例えば、「質問は自由」ということを前提とし、インターネット録画配信を契機に委員会での議論が締まったものにするを目的とした目安をつくるか。(正副委員長申し合わせ実行のためのものさしづくり)
その目安に基づき、委員長の指示を受けて書記がメモ入れする形で運用か。

・ 論点を整理のうえ質疑するという程度の申し合わせを追加か。

○休憩など委員、執行部への配慮を除き、基本的には現状維持。

改善すべきものがあれば、個々の議員の判断に委ねるべき

→ ・ 県民が視聴していることを考慮し、整備すべきものがあるか

・ 質問の重複があったとしても、個々の議員の問題意識、質問の観点や切り口は異なる。表面的な判断は質問権の制約につながるおそれ

<今後の方向性（委員長私案）>

運営に関するルールについては、上記のとおり、推進会議における議論が平行線であるため、来年度は、執行部とも調整のうえ、既に設備が整備されている大会議室を使用する経営企画委員会で試行的に録画配信して県民の声も聴きながら継続検討とする。

富山県議会危機管理対応マニュアル(仮称)の策定について

1 概要

令和元年度「議会改革に関する行動計画」において、『大規模な災害事案等が発生した場合の県議会や議員のあり方について、昨年度整理した基本的な考え方に基づき他県の事例を調査研究し、その具体的な内容を検討する』こととされた。

※「基本的な考え方」(議会改革推進会議(H31.2.14)決定)

- (1) 富山県議会は、県災害対策本部が災害対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。その際、災害情報の収集・提供・共有、災害対策本部に対する要望・要請等は、議会事務局に窓口を設けて行うものとする。
- (2) また、議員は、それぞれの地域において、率先して被災者の救済や避難所運営の支援、情報の収集・伝達などの活動を行うものとする。
- (3) 加えて、議会としての提言・提案機能を有効に発揮し、国や関係機関に対し、要望・提案活動を積極的に行うものとする。

2 危機管理マニュアルの作成方針(案)

- (1) 「基本的な考え方」を踏まえ、①議会の対応、②議員の対応、③災害対策組織の設置、④事務局の対応等をたたき台として作成
- (2) 地震対応のフロー図や安否報告等の様式により、具体的に記載

【構成案】

- 1 目的
- 2 富山県議会の対応(執行部への協力・支援、窓口の一本化など)
- 3 議員の対応(安否情報等の連絡、地域での情報収集・提供など)
- 4 富山県議会危機管理(災害)対策会議(仮称)の設置
- 5 事務局の対応
- 6 訓練等
- 7 対応例(フロー図)、様式

3 全国の状況

- (1) 全国34都道府県で危機管理マニュアル等が策定されており、このうち17府県では①議会、②議員及び③災害対策組織などについて定めている。

※ 多くはA4数枚程度。ただし、南海トラフ地震を想定した詳細マニュアルを別に作成している例あり(静岡県、三重県など)

- (2) 内容は、基本的な考え方や行動基準を整理したものや、登庁時の服装や参集場所、水・食料の持参、備蓄など具体的に記載しているものがある。
- (3) 他の17都県は、議会開会中の発災への対応や事務局の対応のみを定めたものが多い。

「富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）」の概要

1. 目的：緊急時の初動体制の確立と議会活動の円滑な実施

2. 議会の対応

(1) 執行部への協力支援、(2) 窓口の一本化(=総務課)、(3) 国・関係機関等への要望・要請

※ 災害対策本部への職員のオブザーバー参加について調整中

3. 議員の対応

(1) 安否情報の確認、(2) 地域での情報収集、(3) 被災調査等への協力
(通信障害発生の場合などは、最寄りの県機関等へ参集を想定)

【検討①】時系列での行動概要

※ 発災直後は地域で活動し、約1週間後の参集を目安など

4. 富山県議会危機管理(災害)対策会議(仮称)の設置

(1) 目的、(2) 構成(各会派代表に被災地選出議員等を追加)、(3) 所掌事務

【検討②】設置の必要性和既存会議との整合

※ 各会派代表者会議での対応や、議会運営委員会との機能調整(意見書等)

【検討③】具体的な開催時期等

※ 震度6以上での自動設置や、5日目の午後1時などの例あり

5. 議会事務局の対応(危機管理基本指針等に基づく)

6. 訓練等

【検討④】具体的な訓練等の実施時期等

※ 定期的な受送信テスト、議場での防災訓練、県総合防災訓練への参加等

【検討⑤】その他(備蓄、防災服など)

※ 防危センター(仮称)への備蓄予定などを踏まえて検討

7. 対応例(フロー図)、様式(安否報告、情報提供)

- ・ フロー図は、①本会議中、②委員会中、③閉会中の3パターン

各都道府県における災害対応マニュアルの策定状況

都道府県	策定年月	名称	内容				
			議会	議員	議場対応	対策本部等	事務局
議会、議員の役割や対応等について記載のあるもの（17件）							
1 岩手県	H30.3	岩手県議会における大規模災害時等業務継続計画	○	○	○	○	○
2 宮城県	H27.9	災害対応マニュアル	○	○		○	
3 山梨県	H29.6	大規模災害等の発生時の対応マニュアル		○		○	○
4 長野県	H25.3	長野県議会災害対策連絡本部設置要綱		○		○	
5 愛知県	H15.4	非常配備体制について	○			○	○
6 三重県	H27.12	大規模地震対応マニュアル	○	○	○	○	○
7 静岡県	H31.4	静岡県議会業務継続計画（議会BCP）	○	○		○	○
8 岐阜県	H31.4	災害対応マニュアル	○	○	○	○	
9 京都府	H28.8	大規模災害時における京都府議会活動指針及び運用マニュアル	○	○			○
10 兵庫県	H25.5	危機発生時における議会の対応に関する申し合わせ	○				
11 鳥取県	H28.12	大規模災害時における議会の災害対応マニュアル	○	○	○	○	○
12 徳島県	H24.3	大規模地震発生時の議会対応、災害情報連絡事務局運営要領				○	○
13 高知県	H26.11	南海トラフ地震等発生時における議会活動指針		○			○
14 大分県	H28.2	大分県議会災害時行動計画	○	○	○	○	○
15 佐賀県	H28.4	佐賀県議会大規模災害時対応マニュアル	○	○	○	○	
16 宮崎県	H31.3	宮崎県議会災害対応マニュアル	○	○	○	○	○
17 沖縄県	H4.9	台風時における議会の運営について	○				
上記以外の議場対応や事務局についてのみ記載のあるもの（17件）							
1 北海道	H23.9	火災・地震発生時における避難行動マニュアル			○		
2 秋田県	H26.3	秋田県議会事務局業務継続計画					○
3 東京都	H8.9	東京都議会の災害時応急体制に関する要綱			○		
4 神奈川県	H27.7	議場からの避難誘導マニュアル			○		
5 千葉県	H15.2	議会事務局危機管理マニュアル			○		○
6 茨城県	H11.4	災害対策連絡要綱					○
7 埼玉県	H9.3	埼玉県議会の災害時応急体制に関する要綱			○		
8 新潟県	H16.6	危機管理マニュアル					○
9 石川県	H29.4	災害時等における議会事務局執務体制要領					○
10 福井県	H14.1	福井県議会危機管理等対応マニュアル			○		
11 奈良県	H31	大規模災害発生時の初動体制等マニュアル					○
12 和歌山県	H21.12	和歌山県議会災害対策本部設置要綱			○		
13 滋賀県	H28.2	滋賀県議会業務継続計画、滋賀県議会事務局業務継続計画（震災編）					○
14 広島県	H25.9	広島県議会事務局危機管理要領、広島県議会事務局危機初動対応マニュアル			○		○
15 愛媛県	H24.12	議会事務局災害時行動計画			○		○
16 熊本県	H3.5	熊本県議会災害対策協議会			○		
17 鹿児島県	H18.3	議長室、副議長室及び議員控室などにおける危機管理事象対応マニュアル			○		○

令和元年12月12日

議会報告会の試行について（修正案）

1 趣旨

効率的、効果的な議会報告会のあり方を検討するため、他県での実施事例も踏まえ、昨年度とは異なる方法——特別委員会の県内視察・意見交換会に先立ち、試行するもの。

2 概要（案）

産業振興特別委員会の県内視察・意見交換会に併せて実施

- (1) 日程 12月以降
- (2) 視察先 働き方改革に取り組む事業所等
- (3) 参加者 産業振興特別委員会委員及び視察先選挙区選出議員
視察先の方
- (4) その他 報道機関に公開

3 大まかな流れ（修正案）

- (1) 委員長開会あいさつ

第3回議会改革推進会議で提案した「各会派からの活動報告」は行わないこととした。
議会報告を、特別委員会の活動終了後に変更した。

- (2) 現地視察・意見交換

進め方は、委員会正副委員長で別途協議

※意見交換会のテーマに係る各会派の取組み、活動の状況なども含む

ここまでが産業振興特別委員会県内視察・意見交換会。これ以降を議会報告会とし、明確に区分

- (3) 委員長から議会報告（11月定例会）

- ・11月定例会の概要説明（議案の本数、議決、意見書など）
- ・委員会にかかわる質疑の概要

委員長が議長の代理として、議会を代表し、報告することは、問題ないのではないか。

- (4) 副委員長閉会あいさつ

4 その他

- ・意見交換会の運営ルール（時間厳守の徹底など）は、事前打合せの場を設け、各会派間でしっかりと調整

<参考>H30年度議会報告会（試行）実績

○富山県PTA連合会との意見交換会に併せて実施

日時 平成30年11月30日（金：一般質問日）16:30～17:15

(15:00～16:30 県議会傍聴 17:15～18:15 意見交換会)

場所 議事堂大会議室

参加者 県PTA連合会 会長ほか24名、

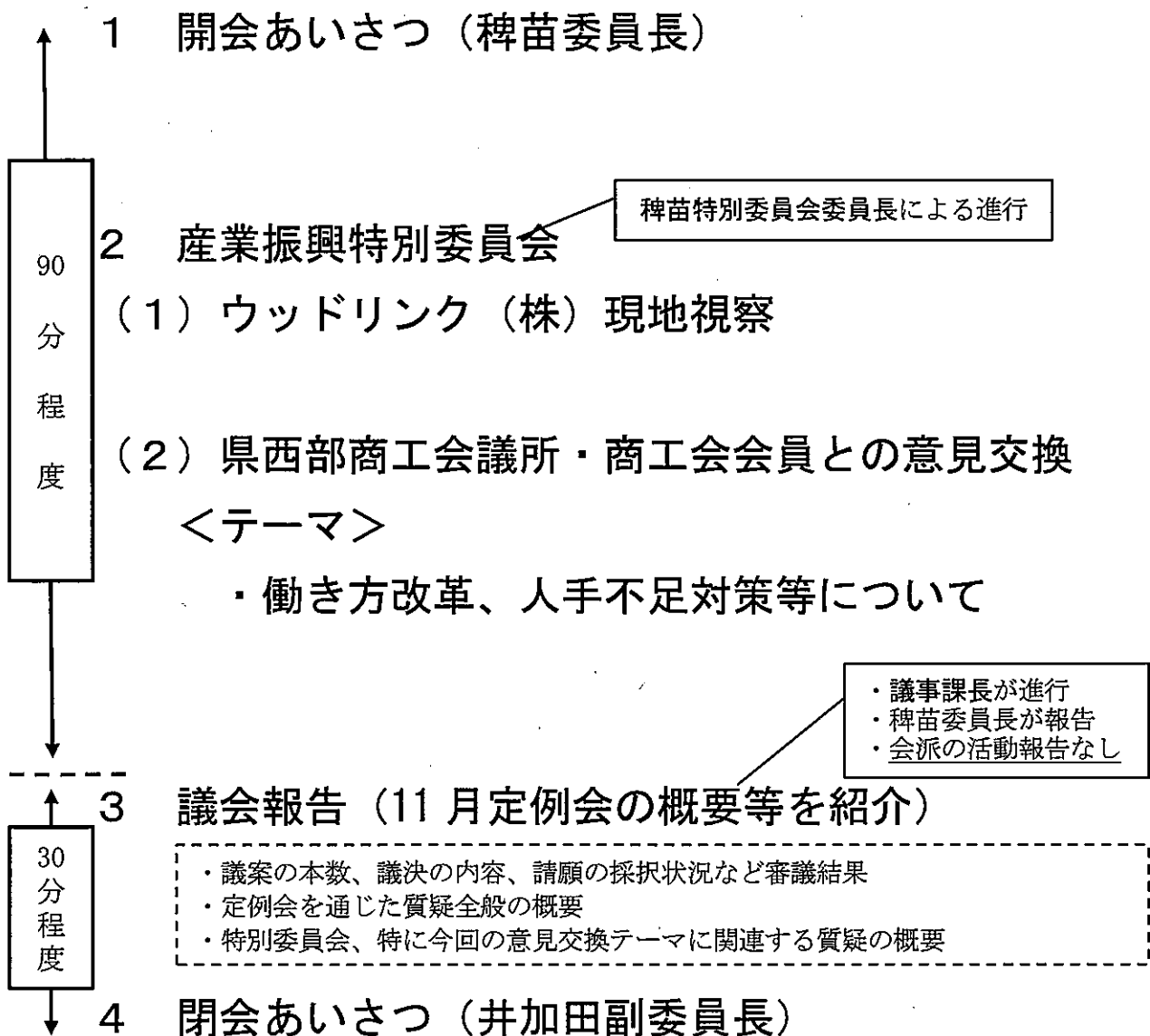
県議会議員 議長ほか議員13名（各会派出席）

産業振興特別委員会現地視察・意見交換会及び議会報告会

次第（案）

日時：令和元年12月16日（月）14:00～16:00

場所：ウッドリンク株式会社（射水市寺塚原415）



令和元年 12 月 12 日
議会事務局議事課

広島県議会におけるタブレット端末導入等によるペーパーレス化の取組み

1 導入の経緯

H29 年 3 月 一期議員による議会改革に向けた提言（30 項目の 1 つ）
H29 年 5 月 議会改革推進委員会議会運営検討部会で検討開始
H30 年 1 月 議会改革推進委員会議会運営検討部会中間報告

<検討結果>

- ・タブレット型端末を使用する会議の範囲等を検討するため、実際の会議で試行的に使用する。
- ・2 年以内の期間でタブレット型端末及び会議システムを調達し、各議員が日常的に操作できる機会を設ける。

<報告項目>

- ① 試行のスキーム、②使用する機器等、③セキュリティ対策、④費用及び効果、⑤使用の範囲等、⑥研修等、⑦今後の検討項目

1 月 中間報告のとおり、議会改革推進委員会です承
各派代表者会議でタブレット端末の試行的導入を決定

H30 年 4 月～10 月

- ・タブレット型端末、会議システムを調達（レンタル期間：2 年間）
- ・各議員にタブレット端末を配付、操作研修を実施（8 回）
- ・議会 LAN の再構築（WiFi の敷設）

11 月 特別委員会で試行導入開始（委員会資料）

12 月 全員委員会で試行導入開始（委員会資料）

R1 年 9 月 本会議で試行導入開始（知事提出議案等）

10 月 決算特別委員会で試行導入開始（委員会資料）

11 月 常任委員会で試行導入開始（委員会資料）

R2 年 2 月 予算特別委員会で試行導入予定（知事提出議案等）

2 概要

A4 サイズの紙資料をそのままの大きさに閲覧可

区分	内容	備考
タブレット導入	・ iPadPro (12.9 インチ) 69 台 <付属等> ・ タッチペン、カバーケース、保護フィルム、モバイルバッテリーは別途調達 ・ Cellular+WiFi (5GB 以上/月) ・ モバイルデバイス管理システム	・ 議員 64 台 ・ 事務局 ※ 試行拡大で事務局分追加 (R1) ・ 執行部は別途調達
	・ Side Books (ライセンス 100 人分、追加 20GB)	

資料 4

議会無線LAN (WiFi) ※接続環境として		<ul style="list-style-type: none"> ・管理サーバ 1台 ・ファイアウォール 1台 ・スイッチ 7台 (うち予備機2台) ・無線AP 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年リース
初期投資	議会無線LAN構築経費	<ul style="list-style-type: none"> ・電波調査 ・議会LAN構築工事等 ・LAN配線工事 	無線LAN運用SEはなし 保守はスポット
	導入経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット等初期設定 ・研修費用 ・付属品購入 	

- 3 タブレット端末の使用範囲 (各派代表者会議、議会運営検討部会で決定)
- ・公務に限定 (全額公費負担)
 - ・使用可能な会議・・・1のとおり順次拡大し、年度内には本会議、常任委員会 (持込)、特別委員会 (持込)、全員委員会 (持込)、決算特別委員会 (持込)、予算特別委員会となる予定

- 4 ペーパーレス化の対象
- 知事提出議案、委員会資料 (試行中は、紙媒体と併用)
- ※日程などの当日議場配付資料や、意見書など最終日の議員提出議案は、紙媒体で配付
- ※招集通知などは、従前どおり紙媒体と電話等により連絡

- 5 効果と課題
- 議員・議会活動活性化の環境整備が導入目的のため、次のとおり整理
- (1) 効果
- ・議会外での資料閲覧、資料管理等の利便性向上
 - ・説明員と委員の資料の同時表示等による会議運営等の効率化
 - ・紙資源削減 (現在は紙資料併用のため見込み)
- (2) 課題
- ・端末の安定的な運用 (一斉通信時の不具合対策)
 - ・タブレット端末機能の活用
- ※令和2年度の本運用に向けて、その開始時期のほか、紙資料の取扱いや本会議場・予算特別委員会へのタブレット持込みなどを協議、検討中。

他県（神奈川、広島）におけるタブレット端末導入等によるペーパーレス化の取組みについて

1 導入の経緯

神奈川県議会		広島県議会	
H25年9月	県庁全体のICT化の推進にあわせ、議会ICTの検討を決定	H29年3月	一期議員による議会改革に向けた提言(30項目の1つ)
H27年10月	平成28年度におけるICTの取組みとして、タブレット導入、無線LANの設置、クラウド型情報システムの整備を決定	H29年5月 H30年1月 1月	議会改革推進委員会議会運営検討部会で検討開始 議会改革推進委員会議会運営検討部会中間報告 中間報告のとおり、議会改革推進委員会で了承 各派代表者会議でタブレット端末の試行的導入を決定
H28年5月	基本方針決定	11月	特別委員会で試行導入開始(委員会資料)
10月	試行実施決定(H28.3回定例会の2回目の提案説明日から)	12月	全員委員会で試行導入開始(委員会資料)
H29年5月	本格実施決定	R1年9月	本会議で試行導入開始(知事提出議案等)
		10月	決算特別委員会で試行導入開始(委員会資料)
		11月	常任委員会で試行導入開始(委員会資料)
		R2年2月	予算特別委員会で試行導入予定(知事提出議案等)

2 概要

区分	神奈川県		広島県		
	内容	備考	内容	備考	
タブレット導入	タブレット端末	・マイクロソフト Surface3 140台 <付属等> 〔マウス、ペン、ドッキングステーション〕 〔3G/LTE回線+WIFI〕 ・モバイルデバイス管理システム	・議員105台 ・事務局 ・執行部議会担当	・iPadPro(12.9インチ) 69台 <付属等> 〔タッチペン、カバーケース、保護フィルム、モバイルバッテリーは別途調達〕 〔Cellular+WIFI(5GB以上/月)〕 ・モバイルデバイス管理システム	・議員64台 ・事務局5台 ※試行拡大で事務局分20台追加(R1) ・執行部は別途調達
	クラウド型ファイル管理システム(議会クラウド)	・Side Books 〔※ジョイントカット未対応〕		・Side Books (ライセンス100人分、追加20GB)	
議会LANネットワーク ※接続環境として	(一部を執行部ネットワークと共用) ・サーバ8台 ・ファイアウォール2台 ・スイッチ5台等 ・無線LANアクセスポイント ・無線LAN運用SE	・3G/LTEでの接続はかなり厳しい。WiFiは必要	(WiFi) ・管理サーバ1台 ・ファイアウォール1台 ・スイッチ7台(うち予備機2台) ・無線AP27台等	・5年リース 無線LAN運用SEはなし 保守はスポット	
初期投資	無線LANネットワーク工事	・設計 ・電波調査 ・ネットワーク工事	・電波調査 ・議会LAN構築工事等 ・LAN配線工事		
	導入経費等	・研修費用 ・タブレット再設定(無線LAN導入時)	・研修費用 ・タブレット等初期設定 ・付属品購入		

3 タブレット端末の使用範囲

神奈川県議会	広島県議会
<ul style="list-style-type: none"> ・持込可能な会議・・・本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、協議調整の場その他議長が必要と認める会議 ・使用できる機能・・・審議等に関する情報を収集、閲覧するなどの機能、審議の内容等を一時的に記録するためのワープロ機能、その他議長、委員長等が特に必要と認めた機能 <p>※会議を録音、録画又は撮影することは禁止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公務に限定(全額公費負担) ・使用可能な会議・・・1のとおり順次拡大し、年度内には本会議、常任委員会(持込)、特別委員会(持込)、全員委員会(持込)、決算特別委員会(持込)、予算特別委員会となる予定

4 ペーパーレス化の対象

神奈川県議会	広島県議会
<ul style="list-style-type: none"> ・議案、委員会資料、委員会報告資料、議場配付資料等の会議資料、議会への報告、通知等 ※議案(説明資料を含む)、追加提出議案は、議員全員分を紙媒体でも配付 ※議案説明資料、請願陳情文書表、委員会資料は、原則、紙配付を廃止 ・法令等に基づく諸報告(経営状況説明書、監査報告等) ・通知(招集通知、委員会開催通知)のうち、議会日程で予定されているもの ・質問項目 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事提出議案、委員会資料(試行中は、紙媒体と併用) ※日程などの当日議場配付資料や、意見書など最終日の議員提出議案は、紙媒体で配付 ※招集通知などは、従前どおり紙媒体と電話等により連絡

富山県議会危機管理対応マニュアル（仮称）（案）

1. 目的

本県において大規模災害、緊急事態等が発生した際に、「富山県議会基本条例」等に基づき、富山県議会（以下「議会」という。）として速やかに初動体制を確立し、迅速に対応できるよう基本的事項を定め、議会活動の円滑な実施を図るもの。

<参考①>富山県議会基本条例（H30.4.1 施行）

（緊急事態等への対応）

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

<参考②>危機の定義：「富山県危機管理基本指針」より

1. 県民の生命、身体、財産に重大な被害又は損失を生じ、又は生じるおそれのある災害・事故・事件等
2. 県政の円滑な運営に重大な支障を生じる事故・事件等
3. その他社会的影響が大きく、迅速な対応が求められる事案

2. 富山県議会の対応

（1）執行部への協力・支援

議会は、徹底した人命救助を最優先として、危機管理連絡会議、危機管理対策本部、災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）が災害等対応に専念できるよう、状況に応じた協力・支援を行うものとする。

（2）窓口の一本化

災害等情報の収集・提供・共有、災害対策本部等に対する要望・要請等は、議会事務局総務課に窓口を設けて行うものとする。

また、必要に応じ、議会事務局職員を災害対策本部等に参加させるなど、災害等情報の的確な把握に努める。

（3）国・関係機関等への要望・要請

市町村の状況や要望事項の把握に努めるとともに、国や関係機関等に対し要望・提案活動を積極的に行い、議会としての提言・提案機能を有効に発揮する。

3. 議員の対応

(1) 安否情報等の連絡

各議員は、連絡体制を常時確保するとともに、災害、緊急事態等の際には、緊急メールや FAX（安否報告に関する様式（別紙1）等を活用）のほか、災害時伝言ダイヤル等を適宜利用して、速やかに議会事務局総務課へ安否等情報を連絡する。

なお、停電による通信障害が生じた場合などは、最寄りの県機関に参集する。

<連絡事項>

①議員名、②安否の状況、③現在の居場所、④連絡先、⑤議事堂への登庁の可否

(2) 地域での情報収集・提供

各議員は、自身の安全確保を図るとともに、それぞれの地域において、率先して被害者の救済や避難所運営に協力する。

また、地域の情報や住民の意向の収集・把握に努め、議会事務局総務課を通じて災害対策本部等に提供するとともに、必要に応じ県の対応等の情報を地域住民に伝える（情報提供に関する様式（別紙2）参照）。

(3) 被災調査等への協力

各議員は、国・関係機関等の視察対応に積極的に関わることとし、特に、被災地域の選出議員は、地域と議会との調整及び市町村との連携に努める。

<参考③>行動の基本

1. まず、自身、家族の安全を確保
2. 自身の安否等について速やかにメール又はFAX等で議会事務局に報告
3. 地域の被害情報の収集や救助・救援活動を実施し、議会事務局に情報提供
4. 被災地の視察等への積極的な参加
5. 登庁要請があった場合は、安全を確保し水・食料等を持参のうえ登庁
6. 平時から地域の防災情報を把握し、防災訓練等に積極的に参加

4. 富山県議会危機管理（災害）対策会議（仮称）の設置 設置要綱案別紙のとおり

(1) 目的

災害対策本部等が設置された場合などに、災害情報や各議員からの要望等を一元的に集約・管理し、議会としての対応等を協議調整する場として設置する。

(2) 構成

ア. 主催 議長

イ. 構成 各派代表者会議の構成員、議長が必要と認める者（被災地の議員など）

(3) 所掌事務

ア. 被害状況等の把握及び各議員への提供

イ. 議員が収集した情報の集約及び災害対策本部等への提供

ウ. 本会議、委員会、全員協議会等の開催及び協議事項の調整

エ. 知事、国及び関係機関等への要望・要請活動の検討及び調整

オ. その他議長が必要と認める事項

5. 議会事務局の対応

「富山県危機管理基本指針」、「富山県地域防災計画」及び「富山県職員防災・危機管理ハンドブック」に基づき、危機管理体制を整備する。

(1) 連絡体制の確保

- ・ 議会事務局職員の緊急連絡網を作成するとともに、非常参集要員を指名する。
- ・ 全議員対象の「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」を整備する。

(2) 初動体制の確立（非常配備・緊急参集基準により参集）

- ・ 危機情報や議事堂の異常等を把握したときは、事務局長まで速やかに連絡するとともに、防災・危機管理課及び関係部局へ情報提供する。
- ・ 事務局長は、非常参集要員を配備するとともに、必要に応じ職員の参集を要請する。
- ・ 事務局長は、災害対策本部等に事務局職員を出席させるとともに、災害対策本部等からの情報を正副議長に報告し必要な指示を受ける。
- ・ 事務局職員は、災害対策本部等からの情報を各議員に伝達するとともに、議員の被災状況を確認し、正副議長及び事務局長に報告する。

(3) 班編成及び担当業務

担当（責任者）	内 容
事務局長	総括
事務局次長	総括補佐
総務課（総務課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 正副議長及び職員への連絡、情報伝達・ メーリングリストによる安否確認等・ 執行部との連絡調整及び災害対策本部等への職員の派遣・ 議事堂内の安全点検、応急措置・ 他の所掌に属さない事務
議事課（議事課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 議員（正副議長を除く。）への連絡、情報伝達・ 議員からの情報の収集・整理・ 本会議、委員会等の対応・ 傍聴者等の安否確認、避難誘導
調査課（調査課長）	<ul style="list-style-type: none">・ 被害情報等の収集・整理（報道等）・ 議員からの情報の収集・整理・ 国等への要望・要請等の調整

6. 訓練等

- ・ 随時、「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の受送信テストなど、安否報告等の訓練を実施するとともに、訓練の結果や状況の変化に応じて本マニュアルの内容を見直すこととする。
- ・ なお、本マニュアルの運用に必要な事項は、別途、議長が定めることとする。

7. 対応例

(1) 本会議又は委員会の会議中に地震が発生した場合（フロー図1、2参照）

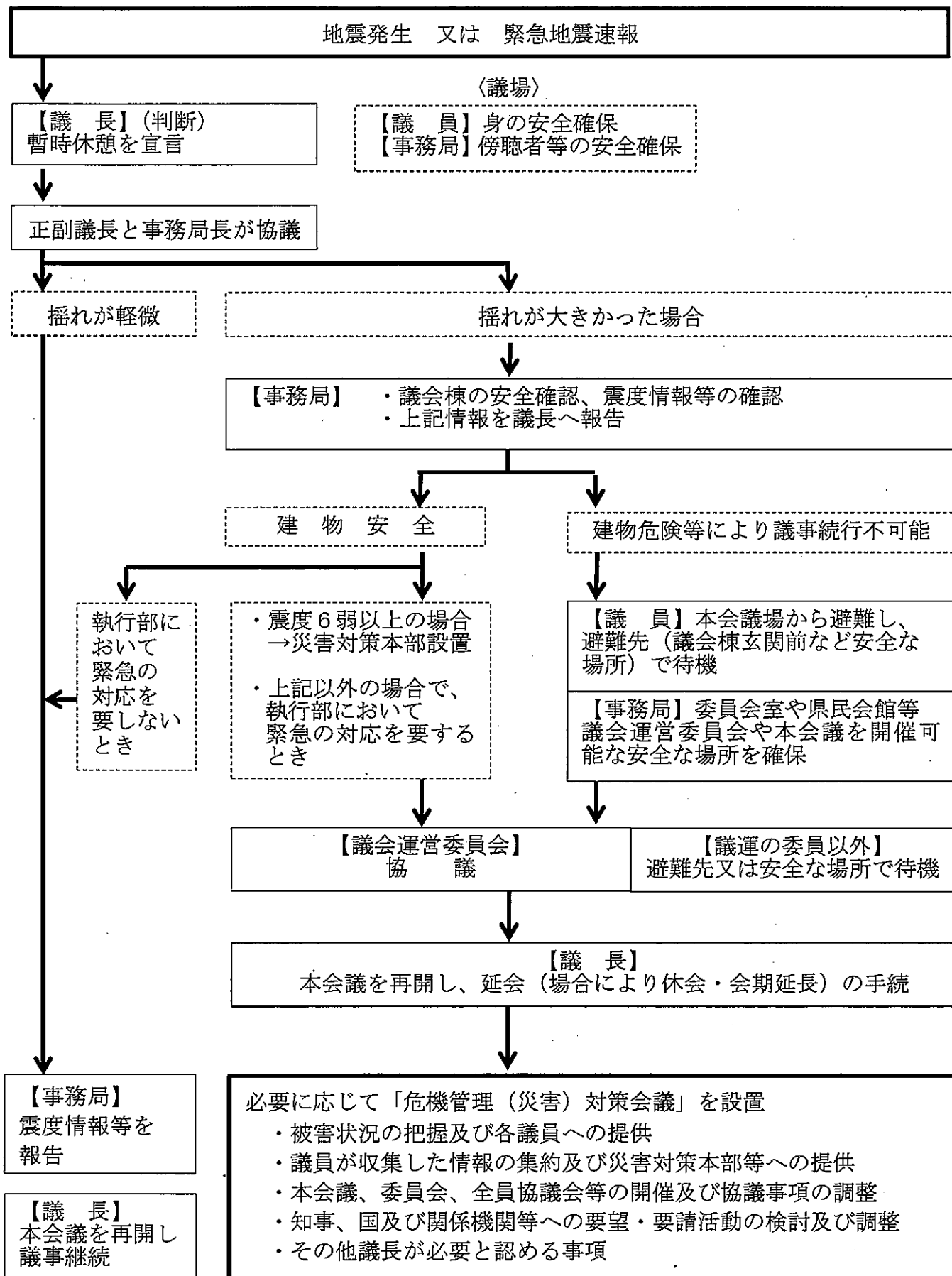
- ・ 議長又は委員長は、会議を暫時休憩等とするなど、議員及び傍聴者等の安全確保を図るものとする。
- ・ 事務局職員は、傍聴者等の安否確認、避難誘導、議事堂内の被害状況の確認等を行うものとする。
- ・ 議長又は委員長は、被害状況等を踏まえて延会等の手続きを行う。

(2) 閉会中・議案調査日に地震が発生した場合（フロー図3参照）

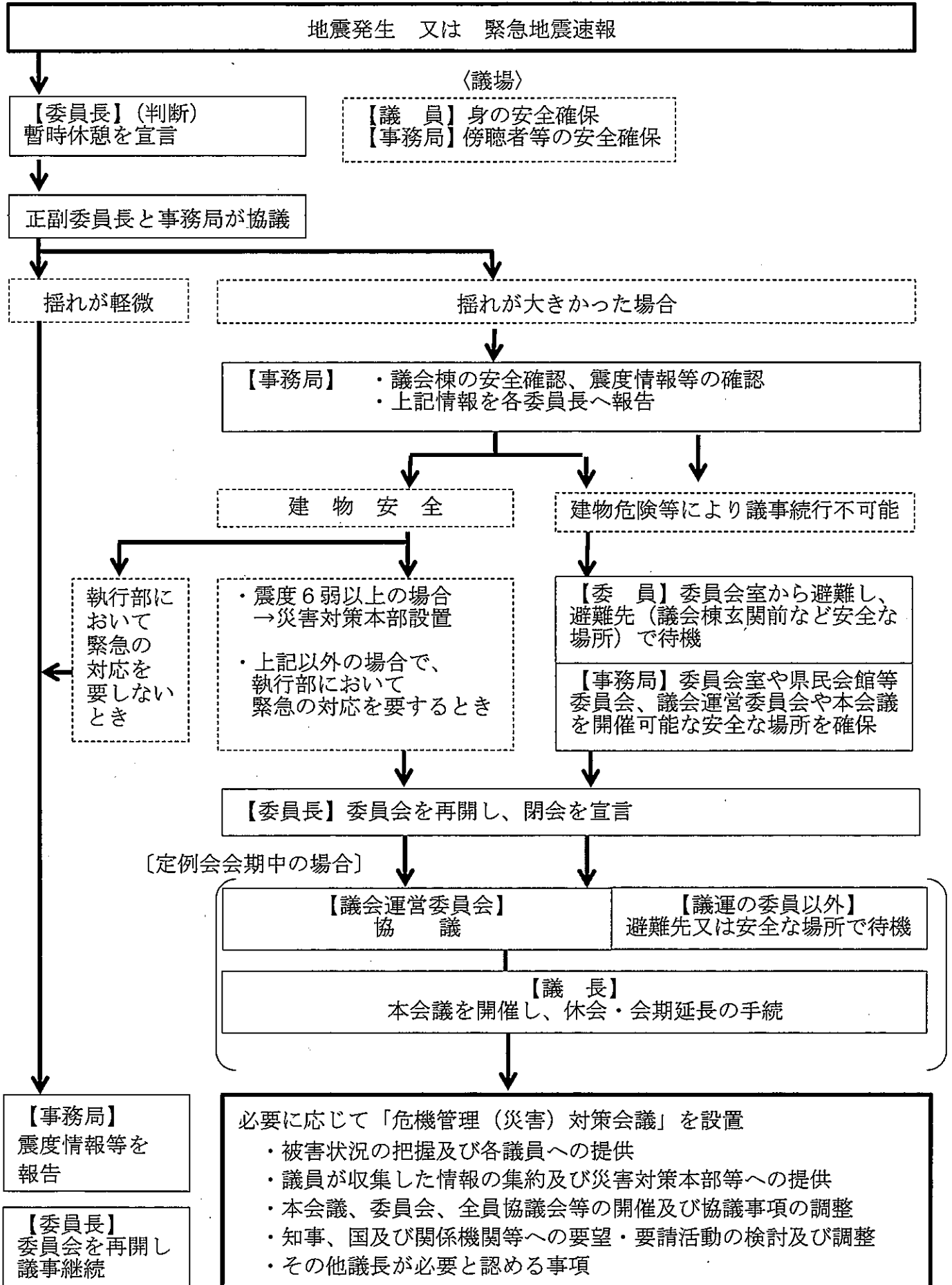
- ・ 議員はメール・FAX等を活用して事務局に安否を連絡する。「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」への返信を含む。）
- ・ 正副議長は、事務局職員を通じて全議員の安否情報を収集し被害状況を把握するとともに、対応を協議・調整する。

地震発生時におけるフロー図

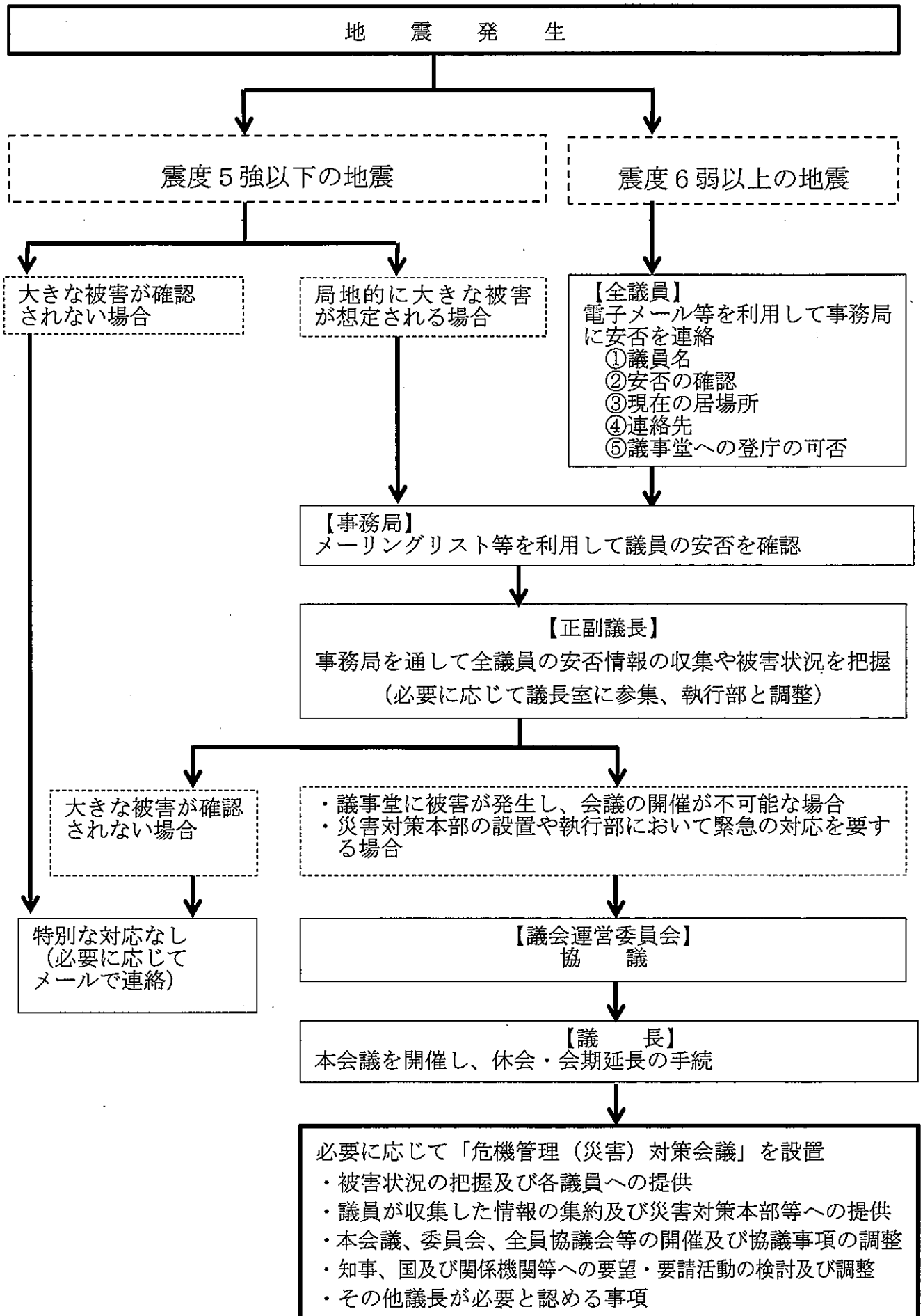
フロー図 1 本会議開会中



フロー図2 委員会開催中



フロー図3 閉会中・議案調査日



別紙 2

情報提供に関する様式

議員名	_____ 議員
発信日時	月 日 時 分
区 分	情報提供 ・ 要望等 ・ その他
内 容	(具体的に記入)

送付先(議会事務局総務課)
 F A X:076-444-3471
 電 話:076-444-3405
 メール:agikaijimu@pref.toyama.lg.jp

(事務局記入欄)

受信日時	月 日 時 分
処理結果	<input type="checkbox"/> 正副議長に伝達 <input type="checkbox"/> 全議員に伝達 <input type="checkbox"/> 県災害対策本部に伝達 <input type="checkbox"/> その他()
処理日時	月 日 時 分